

**新星
ベースボールクラブ
城南**



Handbook

2025年
11月30日

皆様へ

私たち「新星ベースボールクラブ城南」は、2020年8月に設立した小学生を対象とする学童軟式野球クラブです。

私たちのチームは、「絆と笑顔の中に、最高の瞬間を」という理念を掲げ、それぞれの子供たちが持つ無限の可能性を信じ、野球を通して彼らの成長と夢の実現を全力でサポートしています。私たちの活動は、単に野球の技術や戦術を教えるだけでなく、チームワークの大切さや努力の価値、そして負けても諦めずに挑戦し続ける心の持ち方を身につけることを目指しています。

この資料には、私たちの活動内容はもちろん、チームとしてのビジョンやミッション、そして私たちが大切にしているバリューについて詳しく記載しています。私たちの熱意や、そしてこれからの展望を感じ取っていただければと思います。

最後に、私たちの活動は皆様のご支援と温かい声援に支えられています。今後も、子供たちの明るい未来のために、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

新星ベースボールクラブ城南

監督 桑原

1.理念

2.ミッション・ビジョン・バリュー

3.チーム体制

4.指導者紹介

5.保護者の役割・練習場所・戦績

6.規約

「絆と笑顔の中に、 最高の瞬間を」

《約束事》

暴言・罵声の禁止

保護者の協力は必要最低限に

過度な練習の禁止

効果的かつ効率的な練習の追求

適度な試合数と球数制限による体の酷使禁止

指導者によるサインの禁止

勝ちにいく姿勢の奨励

当クラブでは、「方向性の明確化」、「組織文化の醸成」、「モチベーションと結束力の向上」などを目的に、ミッション・ビジョン・バリューを下記の通り定めています。

ミッション

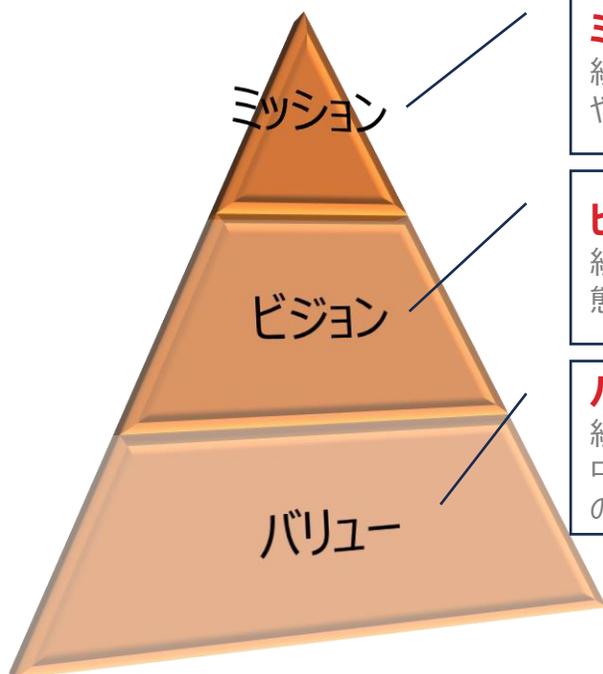
- 子供たちの笑顔と成長を最優先に、野球を通じて自分らしさを発見・発揮できる場を創る。

ビジョン

- 子供たちが自分の声を大切にし、自分の力で未来を切り開く力を持つ大人に育つ地域のチームとなる。

バリュー

- 個人の尊重：一人一人の子供の意見や感情を大切にする。
- 主体的参加：子供たちが自ら考え行動することを奨励する。
- 家族とのつながり：家族を大切にし、そのサポートを積極的に取り入れる。



ミッション (Mission)

組織が実現しようとする具体的な目的や使命。何をするのかという行動方針。

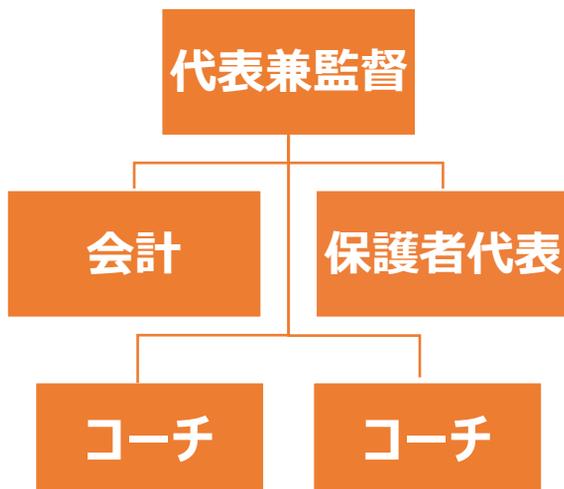
ビジョン (Vision)

組織が将来的に到達したい理想の状態や目標。

バリュー (Value)

組織の活動や意思決定の基盤となる中核的な価値観や信条。思考や行動の指針

チーム体制



役職	担当者
代表兼監督	桑原
保護者代表	深町
会計	本迫
コーチ	鎌倉
コーチ	鶴山
会計監査	高野

(2025年11月30日現在)

役割	詳細
代表兼監督	<ul style="list-style-type: none"> チームの最終的な意思決定者として、チームの方針や方向性を決定する。 外部との交渉や連携を担当。 チームの財務や予算の管理、計画を行う。 チームの公式な発表や声明を行う場合がある。 監督やコーチ、その他スタッフの採用・解任を行う可能性がある。 チーム全体の戦術や戦略を立案・実行する。 試合の際の選手の起用や交代、戦術の変更を指示する。 練習メニューや日程を計画し、チームのトレーニングを指導する。 選手たちの精神的なサポートやモチベーションの維持を行う。 コーチや保護者代表と連携して、チームの方針や目標を共有し、実現するためのアクションをとる。
保護者代表	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の代表として、各保護者との連携の要とする。 ブロック評議員（ブロック各チーム輪番制）が必要な場合は、評議員も兼ねる。
会計	<ul style="list-style-type: none"> 部費及びその他金銭の徴収予算の管理 年次月次の収支報告 年次決算報告書の作成
コーチ	<ul style="list-style-type: none"> 監督の指示や方針に従って、特定の部分やポジションの指導を行う。 技術や戦術の細かい部分の指導やアドバイスを行い、選手たちのスキルアップをサポートする。 選手のコンディションや技術的な課題を監督にフィードバックする。 試合中、特定のポジションや局面でのアドバイスや指示を行うことがある。 選手たちとのコミュニケーションをとり、メンタル面でのサポートやモチベーションの維持を行う。

選手センターの実現に向けて

～選手の成長・安全・主体性を中心にすべての意思決定を行う～



役割

代表兼監督	保護者代表	会計
<ul style="list-style-type: none"> チーム統括 指導統括 スケジュール管理 大会申込 連盟対応 各種会議対応 ホームページ管理 Instagram管理 スグラム管理 体験会企画 新入部員対応 ユニフォーム等発注 道具管理/運搬 スポーツクラブ対応 城南小学校対応 保険管理 施設予約 保護者対応 	<ul style="list-style-type: none"> 大会審判、乗合調整 合宿企画運営 他イベント企画 <p>【ブロック評議員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連盟会議参加 ブロック会議参加 連盟大会運営補助 ブロック大会運営補助 <p>※南区ブロック各チームによる輪番制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 部費徴収 会計管理 決算 練習着発注
コーチ	会計監査	保護者
<ul style="list-style-type: none"> 指導 	<ul style="list-style-type: none"> 予算執行内容確認 収支決算内容確認 	<p>※各自できる範囲で</p> <ul style="list-style-type: none"> スコアラー 審判 球数確認 各種イベント協力 練習サポート/見守り カメラ撮影 <p>※卒団式企画 責任者：新主将保護者 メンバー：5年生保護者</p>

指導者
紹介

《監督》



桑原：福岡県福岡市出身
福岡中央高校/福岡大学

- ・JSBB公認学童コーチ
- ・スポーツ・トレーニング協会ディレクター
- ・日本陸上競技連盟公認スタートコーチ
- ・日本ストレッチング協会トレーナー

《競技歴》

- ・小学：軟式野球/ピアノ
- ・中高：陸上（中距離）
- ・大学：アメリカンフットボール
- ・社会人：ラグビー

《コーチ》



鎌倉：福岡県福岡市出身
修猷館高校/熊本大学

- ・JSBB公認学童コーチ

《競技歴》

- ・小中：軟式野球
- ・高校：硬式野球
- ・大学：準硬式野球
- ・社会人：軟式野球

《コーチ》



鶴山：熊本県熊本市出身
熊本工業高校/熊本学園大学

- ・JSBB公認学童コーチ

《競技歴》

- ・小中：軟式野球
- ・高校：硬式野球/ソフトボール
- ・大学：ソフトボール
- ・社会人：ソフトボール



保護者の 役割

当クラブでは、運営のための最低限のご協力をお願いしています。

《運営》

- ・保護者代表、会計、コーチ

《練習》

- ・練習のサポート及び見守り（任意）

《試合》

- ・審判(主審・塁審)、スコア記録、記録員、球数確認など

《その他》

- ・各種イベントのお手伝い

練習場所

熊本市立城南小学校

(熊本市南区南高江4丁目2-70)

熊本市立城南中学校※木曜のみ

(熊本市南区八幡8丁目1番1号)

歴史 戦績

- ・2020年8月
「新星ベースボールクラブ」創部
- ・2022年シーズン
御船城山ライオンズクラブ招待大会 3位
- ・2023年シーズン
熊本県学童軟式野球大会 県大会出場
- ・2024年12月
総合型地域スポーツクラブ「くまもと城南スポーツクラブ」入会
「新星ベースボールクラブ城南」に名称変更
- ・2025年シーズン
ろうきん旗学童軟式野球熊本県大会出場
RKK旗選抜学童軟式野球大会出場
秋季南区ブロック野球大会 3位

第1条（名称）

- 本クラブは、「新星ベースボールクラブ城南」と称する。

第2条（活動目的）

- 軟式野球を通して健全な青少年の心身の健康と発育を促す。

第3条（加盟団体）

- 本クラブは、熊本市軟式野球連盟及び総合型地域スポーツクラブ「くまもと城南スポーツクラブ」に加盟する

第4条（事務局）

- 本クラブの事務局は、代表宅に置く。

第5条（活動内容）

- 本クラブは第2条を達成するために、次の活動を実施する。
- 平日1回、土日祝日を活動日とし、2～4時間程度の練習を行う。大会前などは練習日を別途設ける場合もある。
- 練習場所については、城南小学校又は城南中学校とする。
- 年に1度、遠征を行う場合もある。（県内外含む）

第6条（入団資格）

- 本クラブの入団資格者は、原則として熊本市南区及び近隣に在住する小学1年生～6年生
- 本クラブの活動趣旨および本規約に賛同する保護者の同意が得られた児童とする。
- なお各学年の人数等の調整については、チームスタッフによって協議する。

第7条（入団手続き）

- 本クラブに入団を希望する者は、次の手続きを完了しなければならない
 - クラブ所定の申込書及び熊本市軟式野球連盟用「保護者承諾書」の提出
 - くまもと城南スポーツクラブ入会申込書の提出
 - 監督による入団の承認

第8条（役員）

- 本クラブに次の役員を置く。
 - 代表兼監督 1名
 - 保護者代表 1名
 - 会計 1名
- 前項各号の役員を兼務することはこれを妨げない。

第9条（役員の選出）

- 役員は総会において選出する。

第10条（役員の任務）

- 役員の任務は次の各号のとおりとする。
 - 代表兼監督は、クラブを代表し、会務及びチーム活動を総括する。
 - 保護者代表は、各保護者との連携の要とし、時期により南区ブロック評議員を兼ねる。
 - 会計は、会計の業務を総括する。

第11条（役員の任期）

- 役員の任期は、定期総会から次年度定期総会までの1年間（以下「活動年度」という。）とする。ただし、再任を妨げない。
- 役員に欠員が生じた場合は、代表兼監督が委嘱し役員会に報告する。
- 前項の場合の任期は前任者の任期の残任期間とする。

第12条（会計監査）

- クラブの予算執行内容及び収支決算内容の適正を確保するため会計監査を置く。
- 会計監査は役員・コーチ以外から1名指名し、総会において選任する。
- 会計監査の任期の取扱いは、第11条の規定を準用する。

第13条（チームスタッフ）

- 本クラブには次のチームスタッフを置く。
 - 監督 指導方針および試合運営における専権を持ち、コーチとともに選手を指導し、チーム活動の最終判断を行う。
 - コーチ 監督を補佐し、選手を指導するとともに、チーム目標達成のため意見具申を行う。また、監督不在のときは監督代行を務める。
- コーチは審判員およびスコアラーを兼務することができる。
- 監督は、必要に応じてアドバイザー、顧問等の特別スタッフを置くことができる。
- コーチは、現在のチームスタッフの合議により指名し、選任する。
- コーチは2名以上配置する。
- チームスタッフは月1回以上の休暇を推奨する。

第14条（役員会）

- 役員会は、役員により構成し、必要に応じて代表がこれを招集し、次の各号に掲げる事項を付議するものとする。
 - 活動方針に基づく、クラブ運営に必要な事項の検討
 - 総会に付議すべき事項
 - 総会の決議した事項の執行に関すること
 - その他、総会の決議を要しない事項の執行に関すること
- 役員会は、その3分の2以上が出席しなければならない。ただし、委任状をもって出席とみなす。
- 役員会の付議事項は、出席者の過半数で承認される。

第15条（総会）

- ・ 総会は、役員、コーチおよび選手の保護者（選手1名につき保護者1名で計算する）をもって構成する。
- ・ 総会は、役員会の決定により代表がこれを招集する。
- ・ 総会を招集するには、総会構成員に対して会議の目的たる事項および、その内容ならびに日時・場所を明記して通知しなければならない。
- ・ 総会構成員の5分の1以上の同意のあるときは、臨時総会の召集を代表に請求することができる。なお、代表が2週間以内に総会招集通知を発しない場合は、請求をした総会構成員が臨時総会を招集することができる。
- ・ 定期総会は原則として毎年11月に開催し、次の各号に掲げる事項を付議するものとする。
 1. 当期活動報告
 2. 会計報告
 3. 役員を選任
 4. 翌期の活動方針および予定（参加予定大会等）
 5. その他、球団の活動に重要な事項
- ・ 総会は出席者数にかかわらず成立し、総会構成員が特段の意見がなく欠席した場合は、付議事項について議長に一任したものとみなす。
- ・ 総会の議長は、代表がこれにあたる。
- ・ 総会の付議事項は、総会出席者の過半数で承認される。
- ・ 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第16条（会計年度）

- ・ 本クラブの会計年度は、毎年11月1日から翌年10月末日までとする。

第17条（資産の構成）

- ・ 本クラブの会計は、団員より納入される部費（以下、「会費」という。）、本チームの事業に伴う収入または資産から生ずる収入、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

第18条（活動計画及び収支決算）

- ・ 本クラブの活動計画及び収支予算を計画編成し、役員会の審議を経て、総会にて説明するものとする。

第19条（収支決算）

- ・ 本クラブの収支決算書は、毎会計年度終了後、速やかに会計が作成して監査の意見を付して総会の承認を得るものとする。

第20条（会費）

- ・ 会費はクラブ運営およびチーム活動にかかる費用に充てる。
- ・ 会費は毎月本クラブに納める。（1～3年生：3,000円、4～6年生：4,000円）
- ・ なお、兄弟がいる場合の下の児童の会費は半額とする。
- ・ 毎月の納付期間は翌月分を前月末頃にクレジット払いとする。
- ・ 臨時に多額の費用を徴収する場合もしくは会費を改定する場合は、定期総会または臨時総会の承認を要する。

第21条（誓約）

- ・ 役員、チームスタッフおよび選手・保護者は、常に当クラブの一員としての品位を保ち、当クラブの名誉・信用を傷つけ、またはその恐れのある行為をしないことを誓約するものとする。

第22条（反社会的勢力に属さないことの誓約）

- ・ 役員、チームスタッフおよび保護者は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、誓約するものとする。
 1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という）
 2. 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与していると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
 3. 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
 4. 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
- ・ 役員、チームスタッフおよび保護者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを誓約するものとする。
 1. 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
 2. 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて当クラブの信用を毀損し、または当クラブの業務を妨害する行為
 3. その他前各号に準ずる行為

第23条（退団・除名）

- ・ 選手はその旨を代表および、監督に届け出て退団することができる。
- ・ 選手が次に該当したときは退団したものとみなす。
 1. 特段の理由なく第20条に定める会費を2ヶ月以上滞納したとき。
- ・ 役員、チームスタッフおよび保護者が、第21条または第22条の規定に違反した場合は除名処分とする。
- ・ 著しくスポーツマンシップに反する行為を繰り返すもの、規約に反する行為を行うものは、役員により協議し、退団を命じることがある。
- ・ 本クラブの結束を損なう可能性がある言動、行為を行う選手、あるいは保護者にも退団を命じることがある。
- ・ 購入物品の未払い及び滞納している会費がある場合は、支払いを済ませてから退会することとする。
- ・ 前項の規定により退団、除名された場合は、その理由の如何を問わず既納の会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

第24条（引退時期）

- ・ 本クラブの選手の引退時期は、毎年11月末頃とする。（但し、大会出場等の場合はこの限りではない。）
- ・ 引退後も希望者については、チームへの練習に参加可能。
- ・ 会費については11月分納入を最後とする。

第25条（安全管理）

- ・ 本クラブは選手の安全確保および健康の保持に常に努めるものとし、活動中の事故の防止、および安全衛生確保のために必要な措置を講じる。
- ・ 保護者は選手の身体に異常のある時は、監督に届け出なければならない。
- ・ 代表、チームスタッフは、連携を密にして常に選手の健康状態を把握し、チームの活動に支障の無いよう努めなければならない。

第26条（保険加入および事故への対応）

- ・ 選手はスポーツ傷害保険に加入するものとする。また、チームスタッフも原則として同様とする。なお、チーム活動中に選手やチームスタッフに事故があった場合は、全て自己責任（当チームは一切責任を負わない）とし、保障は加入保険の範囲内とする。
- ・ 選手、役員、チームスタッフおよび保護者以外の者においてチーム活動に起因する事故が生じた場合、チームスタッフは被害者または被害物件の応急処理を行う。また、役員、チームスタッフによる「緊急対策会議」を開き、問題の円滑な解決と再発防止に向けて協議する。

第27条（規約の変更）

- ・ 当規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

第28条（解散、残余財産の処分）

- ・ 本クラブの目的を達成するための活動を継続することが不能となった場合には解散する。
- ・ 前項により解散する場合は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。
- ・ 解散の時に存する残余財産の処分については、総会の議決を得なければならない。

第29条（報酬等）

- ・ 自身の子が在籍していない指導者については会費よりガソリン代程度の報酬を毎月支払う。
- ・ 報酬は監督4,000円、コーチ2,000円とし、収支状況により支払が難しいと判断した場合は、役員による協議により減額又は支払わないものとする。
- ・ 指導者のチームイベント参加費については会費より支出する（卒団式、合宿、決起会等）

第30条（チーム活動協力の手当及び補助）

- ・ チームの全体活動と異にする場合の保護者の協力について以下の手当を支給する。
- ・ 審判（主に公式戦）及び審判講習対応：500円/回
- ・ 合宿参加費：補助あり（運営に最低限必要な金額を上限とする）
- ・ 南区ブロック評議員における対応（会議参加、大会運営補助など）：500円/回（但し連盟より支給がある場合は除く）

附則

- ・ 第1条（施行期日）
本規約は2023年12月6日より施行する。
- ・ 本規約の施行に伴い、新星ベースボールクラブ旧規約は2023年12月6日をもって廃止する。
- ・ 2025年11月30日 規約の一部改訂

以上